

所究研濟經亞東 學大部國帝都京 內部學濟經

東亞經濟叢論

號壹第 卷壹第

月二年六十和昭

創刊號

- | | |
|---------------------|-------------|
| 宋金貿易に於ける茶錢及び絹について | 文學博士 加藤 繁 |
| 中國金融の特殊性 | 經濟學博士 小島昌太郎 |
| 支那農村の包稅制度に就いて | 經濟學博士 八木芳之助 |
| 現代支那社會論 | 文學士 小竹文夫 |
| 支那に於ける米の流通機構と其の流通費用 | 經濟學士 天野元之助 |
| 墨家の經濟思想 | 經濟學士 穗積文雄 |
| 領用制の進展 | 經濟學士 德永清行 |
| 東亞食糧問題と食糧慣習 | 經濟學士 大上末廣 |
| 買辦制度 | 經濟學士 鈴木綏一郎 |
| 支那に於ける教會の社會性 | 經濟學士 澤崎堅造 |
| 支那紡績業に於ける勞働請負制度 | 經濟學士 岡部利良 |
| 中國に於ける聯合準備制度について | 經濟學士 熊本吉郎 |
| 佛領印度支那の財政 | 經濟學士 島本 融 |
| 東亞廣域經濟の貿易政策 | 經濟學博士 谷口吉彦 |

(禁轉載)

賣發 閣斐有 肆書

宋金貿易に於ける茶錢及び絹について

加 藤 繁

私は昭和十二年一月、史學雜誌(第四十八編第一號)に「宋と金國との貿易に就いて」といふ一篇を掲げ、兩國貿易の沿革、權場の規則、貿易品等に關する考察を發表した。その貿易品の中、最も主要な茶・錢・絹に關する再論、それが本論文であつて、茶と錢については、前の論文の不備を補ひ、かねて學友の批評に應へ、絹については新事實を提出して前論文の誤を正した。本論文は二三年前から腹案し、昨年の春、東大内の或る學會に於ける講演の原稿として書きおろし、今回更に加筆したものである。

一

唐から宋にかけて茶の製造及び消費が非常に盛になり、同時に飲茶の俗は北西の諸國にまで擴がり、茶は輸出貿易の大宗となつた。されば宋室南渡の後、金と和を講じて通商することゝなるや、宋は茶の貿易を官の獨占と爲し、商人のこれを扱ふことを嚴禁した。これは前年の論文にも一應論述したのであるが、粗略を免れなかつたので、茲に稍委しく検討して見ようと思ふ。

宋金貿易に於ける茶錢及び絹について

第一卷 一 第一號

一

先づ茶の種類について一言して置かう。宋史食貨志、茶の條には、

茶有二類。曰片茶。曰散茶。

と云ひ、尙ほ散茶の一種として臘茶といふものを擧げてゐる。元の王楙の農書^{卷一}には、

茶之用有三。曰茗茶。曰末茶。曰臘茶。

とある。蓋し片茶は茗茶と同じもので、或は葉茶・草茶とも呼ばれる。日本で普通に用ひられるところの茶にあたる。末茶は末子茶とも呼ばれ、散茶と同一で、片葉を茶臼で碾いて細末と爲したもので、點茶に用ひられる。

臘茶・臘茶は勿論同一であつて、臘茶とも書かれる。これ亦た葉茶を細碾し、これに腦子その他の香及び油脂を混じて餅子状としたもので、大龍團・小龍團・帶胯等色々の種類がある。その色の臘に似たところから臘茶といはれ、その字の俗なのを嫌つて臘・臘とも書かれるやうになつたものと思はれる。主として貢獻に充てられ、民間には多くは存せず、その價頗る貴く、これを鬻げば厚利を得たといふ。蓋し茶は大別すれば、片茶・散茶の二となり、やゝ細かく分てば、これに臘茶を加へて三種となつたのである。普通の茶即ち片茶・末茶は兩浙東西路・江南東西路・淮南西路・荊湖南北路・廣南東西路及び四川より出で、なかんづく兩浙西路及び江南東西路より最も多く産出し、臘茶は福建の建安府建溪縣の北苑より産した。

さて紹興十一年、宋金の和議が成立し、十二年正月には盱眙軍^いその他に榷場を設けて金と貿易することゝ爲り、茶の貿易に關する規則もこの頃から次第に設けられた。宋會要食貨三十一、茶法雜錄下に曰く、

六月^〇紹興十二年^〇二十七日。戶部言。契勘福建臘茶長引。依法許販往產茶路分。并淮南京西等路州軍貨賣。緣淮南等路。已置榷場。

給降臘茶。前去。充本折博支用。切慮客人冒法。私相交易。欲乞將福建臘茶長引。並不許販往淮南京西等路。止於江南州軍賣。仍令沿江州軍。常切檢察施行。從之。

茶引には長引・短引の別がある。短引はその路分で茶を賣るを許すところの茶引であつて、長引とは他路に往いて販賣するを許すものである。福建臘茶長引とは福建で臘茶を買ひ入れ、淮南京西地方に賣してその住民に賣るを許す茶引をいふのである。從來の制度に於いては、臘茶長引の下付を受けた商人は臘茶を淮南京西に運往販賣することが出来たけれども、今や榷場が設けられ、官に於いて臘茶の貿易を行ふことゝ爲り、若し從來通り臘茶長引の制度を行へば、商人が法を冒して私貿易を營む虞れがあるので、長引を有する商人と雖も江を渡つて淮南京西に赴くことを許さず、揚子江以南の州軍に於いてこれを販賣せしめることゝ定めたのである。これに依つて、臘茶の貿易が官の專占に歸したことが明かに認められるのである。

抑も宋代では、太祖の乾德以來、茶の專賣を行ひ、その範圍は、初は揚子江以北であつたけれども、次第に擴張され、太宗の時には、四川・廣南を除いて天下一般にこれを行ふことゝなつたのである。然るに年久しきに從ひ、種々の弊害が生じたので、仁宗の嘉祐三年專賣制を廢して、その生産販賣を自由ならしめた、しかし此の時にも臘茶のみは依然として官の專賣に屬せしめられて居た。元豐二年、江南・兩浙・荊湖・川峽に對して假りに臘茶の通商を許したが、同八年再びその專賣を行ふことゝした。徽宗の崇寧二年、草茶・臘茶を問はず、一律に專賣とせられ、同四年草茶の專賣を罷め、ついで政和二年臘茶の專賣をも罷め、臘茶は先づ官に買上げるけれども、その殘餘は商人の販運を許した。さうして總べて茶の賣買には嚴密なる統制を行ひ、多額の税を徵

收した。これが蔡京の茶法改革である。南渡の初にも此の法が引續いて行はれて居た。されば紹興年間には、般の茶、即ち草茶は民の自由販賣に委せられ、而して臘茶はこれと稍扱を異にして、上等の品は官に買上げ、一下等のものは商人のこれを買入れて自由に他地方に販運するを聽すこととせられて居た。然るに紹興十二年、權場開設に際して、前に述べたやうに、揚子江以北に於ける臘茶の販賣が禁止され、從來に比してかなり大なる制限を受けることとなつたのである。つねにいふ、紹興十二年、商人にして福建の園戸と結託して、臘茶の上品を下品として買取り、海道より金に赴いて私に貿易するものがあるので、臘茶は品の高下を問はず、悉く官に買上げ、商人の賣買を許さぬこととした。これは宋會要の茶法雜錄下、同年五月二十三日の條に依つて知られる。かくて臘茶は又もや官の專賣と爲つたのであるが、これも權場に於ける臘茶貿易の利益を擁護する爲めの手段であつたことはいふまでもない。

臘茶のことは右に止め、次に一般の茶、即ち草茶・末茶の扱方を觀るに、宋會要食貨三八、互市の部、紹興十二年十月六日の條に、

戶部言。盱眙權場。將南客販到草末茶。止許與本場官折博。不得令南北客相見。博易茶貨。從之。

とある。これに依つて、南方の商人は草末茶を盱眙軍權場に持ちゆいて權場官憲に賣込むことは出来るけれども、金國の商人と貿易することは許されなかつたことが知られる。蓋し此の年六月、臘茶に對しては商人の江北に持ち込むことを禁じたけれども、草末茶はさうでなく、依然江北に賣らして宋の人民に賣ることを許し、又權場に到つて官憲に賣込むことをも許し、唯だ金人との交易に用ひることだけを禁止したのである。

當時淮水を私渡して金人に茶を賣るものが多かつたので、宋の朝廷はその對策に苦心して居たやうであつたが、紹興十四年に至つて、次のやうな措置を執ることゝ爲つた。宋會要、茶法雜錄下、同年三月二十六日の條に曰く、

戶部言○中今措置。欲將元指淮東住賣茶。水路不許過揚州高郵縣。願往楚州及盱眙軍界者。卽於高郵縣先往榷茶場。貼納翻引等錢。如願往榷場折博。依先降指揮。更收逐等翻引錢一倍。若由陸路。止許到天長縣住賣。如願往盱眙軍榷場。折博茶貨。令天長縣。並依高郵縣。納逐等錢數。云云。從之。

卽ち淮南東路に茶を賣らんとする商人は、一般には水路は高郵縣、陸路は天長縣まで往くを許す。もしそれより更に北して楚州及び盱眙軍に赴かんとするものは、翻引錢等、特殊の税を納めなければならぬ。楚州・盱眙軍等の榷場に往いて折博せんとするものは二倍の翻引錢を納めねばならぬ。かくして商人の金の國境近くに進み寄ることを制限し、私に茶を貿易するのを防がんとしたのである。右、戶部上奏中に「願往楚州及盱眙軍界者云云」とあり、「願往榷場折博云云」とあるのを卒然として觀れば、商人は翻引錢等を納めさへすれば、楚州や盱眙軍に赴いて金人と茶を貿易することが出來たのではないかと思はれるが、決してさうではない。楚州及び盱眙軍に往くとは、そこにゆいて宋國の人民に茶を賣るをいひ、榷場に往いて折博するとは、榷場官憲に茶を賣るをいふのであつて、折博云々は、前に引いた會要、食貨三八、互市の部、紹興十二年十月六日の戶部上奏に、

將南客販到草末茶。止許與本場官折博。

とあるのと同じ意味で、官憲に對して折博するをいふのである。此の外、會要同上、孝宗隆興二年、乾道三年、同八

年の條にこれと類似の規定があり、榷場に往いて折博するを許すといふやうな文句があるが、それは右のそれと同じ意味である。この後、細目的には様々の立法が行はれたけれども、淮南に於ける草末茶取扱の大體には著しい變化が無かつた。

以上述べたやうに、臘茶・草末茶ともに、商人の金に對して貿易するを禁じ、その貿易は官に於いてこれを專らにするといふことは、榷場開設の初に定められた方針であつて、爾來變ること無くして金滅亡の際に至つた。さうして茶の私貿易を防ぐため、臘茶は早くより商人の揚子江以北に持ち渡ることを禁じ、草末茶は商人の江北帶出を許し、但だ翻引錢通貨錢の如き租税を課してこれを抑制したのであつた。商人の北進を抑制する事例の中には、漫然として觀れば、商人の草末茶を貿易することを許したのではないかと疑はしめる節がないではないが、決してさうではなく、商人の貿易を禁ずる一點に方いては臘茶も草末茶も同様であつた。

二

茶は宋より金へ輸出した重要な貨物の一つであるが、錢も亦た同様であつた。錢を外國に輸出することは宋の初より禁ぜられ、神宗の熙寧中、一たび許され、ついで復た禁止せられ、南渡の後に於いてもこの禁令は繼續したのである。しかしながら金の國內には銅を産せず、従つて錢を鑄造することが困難であつて錢が缺乏し、而もその需要は旺盛であつた爲め、宋の錢は禁を破つて金國に密輸出せられ、錢は事實上宋の輸出品の最も主なるものの一つであつた。この事は前年の論文にあらまし述べて置いたのである。然るところ東北大學の曾我部靜雄教授

は「文化」四卷六號に「宋金貿易史上に於ける銅錢の問題」といふ一文を發表せられ、此の説を以つて「金國側の史料に注意せず」、「事物を兩方面より觀察するを忘」つたものとせられ、「銅錢は金よりは宋の方に多く流入したと見る可」きものとせられたが、その主なる論據は、

金史食貨志錢幣、貞祐三年の記事、

歸潛志卷十の記事、(以上二つには金の商人が錢を宋に輸出したことが見えて居る)

並に金に於いては、章宗の泰和の頃より専ら交鈔即ち紙幣を用ひて銅錢を用ひず、銅錢は瓦礫同様となつたこと、

金宋貿易に於いて宋は輸出超過國、金は輸入超過國であるから、公の貿易に於いて、貿易の決済をなすため多くの銀が宋に支拂はれたと同様、密貿易に於いては、錢が「宋の方により多く流入」したと「考ふべき」とあるといふこと、

にあるやうである。此の論は果して妥當であらうか。私の前年の論文は脱稿を急いだため、當時持合はせた資料であつて使用しなかつたものもあり、又その後見出した資料もあるので、改めて此の問題を考へて見たいと思ふ。

李彌遜の筠溪集^{卷一}紹興七年の劄子に、

今國用不足。百姓不足。公卿之家。盡於盜賊。兼併之家。盡於誅求。雖比來郡邑所輸。悉入諸軍。而軍中非積錢之地。往往變易輕齎。以便携挈。不知何自而往也。訪聞多自淮南轉入僞境。以資敵國之用。云云。

とあつて、紹興七年の上奏文に錢の僞境即ち齊の國內に流入したことを述べて居る、又た宋史食貨志、錢幣の部にも、

紹興末。臣僚言。○中略。南北貿易。緡錢之入敵境者。不知其幾。

宋金貿易に於ける茶錢及び絹について

とあり、宋會要、食貨三八、互市、乾道三年閏七月十二日、度支郎中唐瑑の上奏にも、

○上 北界商人。未有一人過襄陽權場者。聞於光州棗陽。私相交易。每將貨來。多欲見錢。仍短其陌。○中 今錢荒之甚。豈容
略 闕出如此。云云。

とある。又、史浩の鄧峯真隱錄卷九淳熙八年の劄子にも、

逆虜每以土產之微。於權場多方換易銅錢。彼無用也。徒以國家以此爲寶。故欲多藏以困我。云云。

とあり、樓鑰の攻媿集卷九徐子寅行狀にも、

○上 朝廷每下邊郡措置。禁銅錢過界。云云。

とある。過界とは金との國境を過ぐるの意であつて、それが光宗紹熙中の事實を指すことは、文の前後に依つて知られる。以上述べた如く、高宗・孝宗・光宗各時代の文獻は、いづれも宋錢の金に流入したことを傳へてゐる。

全體、支那に於いては、銅は主として南方に産出し、北方には殆ど産しないのであつて、北宋の末より南宋の初にかけては、主として、韶州岑水場、潭州永興場、信州鉛山場より出で、名づけ三大場と言つた。韶州は今の廣東省曲江縣、潭州は湖南省長沙縣、信州は江西省上饒縣である。南宋時代には此等の銅山も産出が頗る乏しかつたが、それにしても、南宋にはともかくもかゝる大銅山があつたけれども、金には全然それがなかつたのである。されば金は錢の原料の缺乏に困しみ、交鈔即ち紙幣を發行し、銀地金を用ひる外、章宗の時には承安寶貨と呼ぶ銀貨をも發行して通貨の不足を救はんとしたが、しかし錢の需要は少しも減じなかつた。従つて錢

價值、換言すれば、その購買力は頗る高かつたのである。宋の樓鑰の北行日録卷九乾道六年正月十五日の條に、この時金の領土であつた相州（河南省安陽縣）の事情を述べた中に、

間絹帛價。云好絹每匹二貫五百文。絲每兩百五十文並六

とあつて、絲は姑く措き、好絹の價が一匹二貫五百文であつたことを述べて居る。一方、建炎以來繫年要錄卷七

紹興四年八月丙申、張致遠の上奏には兩浙の絹の價が每匹三千五百文であつたことを述べ、同卷一紹興二十六年

二月申午。王大寶の上奏には「今市價每匹不過四貫」と云ひ、又同卷八紹興三年九月己未の條の原注には、刑

法上絹を以つて贓を計る場合、從來一匹を三貫に算したのを。乾道六年三月に至つて四貫に改め、市價に順應し

たことを述べて居る。これに依つて、紹興乾道の交、南宋國內の絹の價は大體一匹四貫文であつたことが窺はれ

る。これを北行日録に見えるところと對照すれば、金國の絹の價は宋のその八分の五であつたやうであるが、

金では日録の文にもあるやうに六十陌10を用ひ、さうして宋では七十五陌10を用ひたのだから、實際は金の絹の價は

宋のその二分の一であつたことに爲る。勿論、絹にも高下の別があるから精密には定めがたいが、大體右の如

くであつたとして妨げあるまじく、金に於ける錢の購買力は宋に於ける其れに比して優に二倍に上つたと見てよ

からう。かゝる情態であつたから、宋の錢を金に輸入すれば、金の商人も宋の商人も非常な利益を博したに相違

無く、宋の國禁を冒して錢が金に輸出されたのは、抑へがたい勢であつたといふべきである。宋に於いては、乾

道初年以來、金と境を接するところの淮南路・京西路及び荊門地方に於いて、銅錢を引上げて専ら鐵錢を用ひし

めることゝし、よつて以つて銅錢の金に流入するのを防がんとしたが、これ亦た誠に當然の處置であつたであら

う。さうしてかゝる情勢は、その後繼續して寧宗時代に至り、理宗時代に至つたことゝ推測せられる。

然るに、金史食貨志三、錢幣の部、宣宗貞祐三年（宋の寧宗、嘉定九年）の條には、曾我部教授の引かれたやうに、次の記事が掲げられて居る。

商人往往舟運。貿易于江淮。錢多入于宋矣。宋人以爲善。而金人不禁也。

曾我部氏はこれだけ引用されたのであるが、その直前に尙ほ次のやうな記述がある。

三年○貞祐 四月河東宣撫使胥鼎上言曰。「今之物重。其弊在於鈔鑒。有出而無入也。雖院務增收數倍。而所納皆十貫例大鈔。此何益哉。今十貫例者。民間甚多。以無所歸。故市易多用見錢。而鈔每貫僅直一錢。曾不及工墨之費。臣愚謂宜權禁見錢。且令計司以軍須爲名。量民力徵斂。則泉貨流通而物價平矣。」自是錢貨不用。富家內困。藏錫之限。外弊交鈔屢變。皆至窘敗。謂之坐化。○これより直ぐに商人往往舟運云云に接續する。

これに依つて貞祐三年、錢の使用を禁止し、且つ人民の錢所有に對してかなり重大な制限を加へ、その結果、富豪にして資産を失ふもののがあつたことが知られる、これに續いて記述せられた、商人錢を江淮に運んで貿易し、錢多く宋に入るといふことは、この錢の使用禁止の結果として起つたこと、即ち貞祐三年以後のことであつて、此の年以前より錢が金から宋に流入したことをいふのではないことは極めて明瞭である。

金に於いては、廢帝亮の貞元二年（宋の紹興二十四年）以來、交鈔を發行し流通せしめたけれども、國民は決して喜んでこれを使用し、錢を棄てゝ鈔を用ひたのではない。もつとも最初には一時便利とせられたやうであるが、増發されるに従つて嫌惡され、その市價が下落し、前掲の文にも鈔一貫僅かに一錢に直したとあるのであ

る。されば錢の使用が禁ぜられたからといつて、直ちに錢を棄てゝ顧みなかつたのではない。否その反動として錢は益貴重せられ、而も政府が流通を禁じて居るので、退藏貯蓄する者が多かつたやうである。これは、同じ金史食貨志錢幣の部、貞祐四年（宋の嘉定十年）の條、濮王守純等の上奏に、

○上 向朝廷以小鈔殊輕。構更寶券。而復禁用錢。小民淺慮。謂楮幣易壞。不若錢可久。於是得錢則珍藏。而券則亟用之。惟恐破裂而至廢也。今朝廷知支而不知收。所以錢日貴而券日輕。云云。

とあるに依つて知ることが出来る。従つて錢禁止の後、錢が無用の長物と視られて宋に輸出せられたのでないことは明かであつて、その宋に輸出せられたのは、錢使用の禁止、その所有の制限等の頗る峻嚴であつた時期のことか、一般にはさうでなくとも特にその取締の嚴重であつた或る地方に於いてのことか、或は又た採算上、錢を宋の或る物資と交易する方が有利な場合などのことであつたらう。即ち特殊の場合に於いて行はれた事であるべく、決して金國——當時金の領土は頗る狹小となつて居たが、それにしても——金國一般の錢が連年滔々として宋に向つて流入したのではない筈である。

次に劉祁の歸潛志^{卷十}に見える、金の錢が宋に流入したといふ記事は、次の如くである。

金朝錢幣。舊止用銅錢。○中 及高麗夫爲三司副使。倡行鈔法。○中 爾後兵興。官出甚衆。民間始輕之。法益衰。南渡之初。

至有交鈔一十貫。不抵錢十文者。富商大賈。多因鈔法困難。俗謂坐化。官知其然。爲更造。號曰寶券。○中 又爲更造。號曰

通寶。又改曰通寶。○中 一起一衰。迄國亡。而錢不復出矣。予在淮陽時。嘗聞宋人喜收舊錢。商賈往往以舟載。下江淮貿易。于

是錢多入宋矣。嗟夫錢爲至寶。自古流行。今日棄置與瓦礫等。而以諸帛相誑欺。無怪乎天下之遠^{原本空白二行}（知不足齋本）

此の文中「錢不復出矣」とあるのは、朝廷が再びこれを公に用ひるに至らなかつたことをいふのである。「予在淮

陽時」とは、歸潛志の著者、劉祁が陳州淮陽郡即ち今の河南省淮陽縣に居つた時を指す。此の書^{卷八}には、

興定元光間。¹¹⁾余在南京。

とあり、卷十には、

興定末。予在南京。

とあり、卷十一には、

金正大八年。辛卯。冬十一月。余居淮陽。北兵由襄漢東下。云云。

とある。これに依つて劉祁は興定・元光の際には南京に居り、正大中には淮陽に居つたことが知られる。さうして彼は淮陽に於いて、或る時、金の商人が錢を舟に載せて宋人に賣ることを聞いたので、彼が淮陽にあつた時現にしかせられつゝあつたかどうかは定かでなく、自らこれを目撃したのでないことは勿論である。此の文と金史食貨志前出の文とは頗る類似して居る。金史文藝傳下、劉昂の條には、その子祁が歸潛志を作つたことを述べ、「修金史。多採用焉。」といつて居る。金史食貨志の、錢の江淮より宋に入つた記事の如きは、歸潛志を採用した顯著な一例に外ならないので、それ以外に有力な據りどころがあつたわけではあるまい。尙ほ歸潛志には前に述べたやうに、「錢爲至寶、今日棄置、與瓦礫等。」とあるが、これは錢を廢し、錢の使用を禁じた金の政府の態度を形容したまでで、金の國民が一般に錢を瓦礫同様に打棄てたといふのではない。これは、前に掲げた漢王守純の上奏に、「錢日貴而券日賤。」とあるに依つても明かである。曾我部氏の論文に、金に於いて一般に錢を棄てゝ用ひなかつたやうに説かれて居るのは、正しい解釋ではあるまい。

要するに、南宋の初より、理宗の端平中、金亡ぶるに至るまで、約百年の間に於いて、終の十餘年間には北より南へ錢の流入することもあつたが、その以前に於いては、大體、常に南より北へ流入したのであつて、概括的に言へば、宋金貿易に於いて、錢は主として宋より金に輸出されたとして妨げないであらう。曾我部氏の論據の一つとされた金史食貨志の貞祐三年の記事並びに歸潛志の記事は、唯だ、此の頃、錢の金より宋に輸出せられることがあつたのを示すに過ぎないので、これに依つて、金宋百年間の貿易に於いて錢が常に金より宋に輸出されたと斷定することは到底出來ないのである。同氏は、又た、金と宋との密貿易に於いて錢が金より宋に多く流入したのは、公の貿易に於いて銀が金國より宋に流入したのと同様であらうといひ、密貿易には宋金對立時代の終始を通じて常に錢が宋に流入したやうに説かれたけれども、これは單なる想像に過ぎないであらう。密貿易に於いても、金人側より銀を支拂ふこともあり、絹その他の貨物を提供することもあり、又稀には貞祐以後の如く錢を支拂ふ場合もあり、その時々都合に依つて色々にとり計はれたことであるべく、公の貿易に銀を用ひるのと並行して、密貿易には専ら錢を以つて支拂つたと見なければならぬ理由は無からう。

三

茶と錢とは主として宋より金に輸出されたものであるが、次にはこれと稍趣を異にした絹について一言して置かう。絹織物は宋からも金に輸出され、又た金からも宋に輸出されたことは前年の論文にも述べたのであるが、その中、金より宋に輸出された絹の分量について更に考へる必要があるやうである。全體、絹は北支那の產物で

あつて、兩漢三國の頃まで、絹の本場は山東並びに河南の東部であつた。但し蜀に於いても少くとも漢代より絹の製造が行はれ、揚子江沿岸地方に於いても南北朝時代よりその發達を見た。唐代に於いては、南方、蘇浙地方の絹織物が頗る發達したけれども、北方のそれも猶ほ頗る盛であつた。通典^{六卷}土貢の條に、各郡の土貢品の數目を掲げて居るが、その中、絹の類は、一郡の貢額が通常多くとも二十疋位であるが、獨り定州博陵郡からは細綾千二百七十疋、兩窠細綾十五疋、瑞綾二百五十一疋、大獨窠綾二十五疋、獨窠綾十疋、合計千五百七十疋を出し、他州の貢額と大いに懸け離れて居る。¹²⁾さうして張鷟の朝野僉載^{三卷}には次の如き物語を載せて居る。

定州何名遠大富。主官中三驛。每於驛邊起店停商。專以襲胡爲業。資材巨萬。家有綾機五百張。云云。¹³⁾

顧ふに定州は、當時恐らく支那第一の綾の產地であつて、さればこそ通典に見えるその土貢の額も他に擡んで夥しかつたのであらう。次に續資治通鑑長編^{卷一六七}皇祐元年十月壬戌の條、方極の上奏には、

河北山東^{○中}出產絲蠶米麥最多。云云。

とある。同書^{卷五}元符元年閏九月癸酉の原註に引かれたる邵伯溫の文には、元豐年間、陝西に於いて、四川の絹は一疋二千文、河北山東の絹はこれより高きこと二三百文であつたとのことが見え、河北山東の絹が陝西に販運され、その價の貴かつたことを傳へて居る。宋史食貨志^下會計、宣和六年、宇文粹中の上奏中には、

河北衣被天下。

とある。天下に衣被すとは、漢書地理志^下に、齊の絹製造の盛なことを述べて「冠帶衣履天下。」と云つたのに摸した表現であつて、河北に於いて造られた絹が天下各地に供給せられることを謂つたのに外ならぬのである。

莊季裕の雞肋^{卷上}には、

河朔山東。養蠶之利。踰於稼穡。

といひ、又た南方と北方との蠶絲を比較して、

其[○]南方絲細弱。不逮於北方也。

ともいつて居る。宋會要、食貨六四、匹帛の部に、織物の收入に關する約五種の統計が掲げられ、その中に歲總收之數といふがある。これは、租税・和買・科敷等として國家に入る織物の總計と思はれ、「錦綺鹿胎透背」「羅」「綾」「絶綾縠子隔織」等八類に分つて諸路の收額を擧げて居る。年代は掲げられて居ないが、南北諸路を網羅して居る點から見て北宋のものであることは疑なく、或は北宋末期のものかも知れぬ。今北の中最も重要な「羅」「綾」「絹」「絲綿茸線」及び「錦綺鹿胎透背」の五類について、數量の多寡に照して逐次諸路の收額を列擧すれば次の如くである（但し百匹未満は略す）。

錦綺鹿胎透背				
在	京	二、七九九匹	江南東路	二、四〇九
河北西路	一、二四六		成都府路	一、五二四
成都府路	一、〇九四		梓州路	四一八
梓州路	八〇四		在京	三二四
京東東路	二五〇		綾	
羅			河北東路	二二、三二一
兩浙路	六五、七三一匹		梓州路	二〇、六〇〇
			成都府路	一六、七九三
宋全貿易に於ける茶錢及び絹について				
第一卷 一五 第二號 一五				

宋全貿易に於ける茶錢及び絹について

第一卷 一五 第一號 一五

宋金貿易に於ける茶錢及び絹について

京東西路	五、四六八
淮南西路	四、一〇六
兩浙路	一、三六九
在京路	一、三四一
利州路	一、二八九
江南東路	一、〇〇四
京東東路	四四七
河東路	七三九
絹	
兩浙路	一、六六七、二八五
河北東路	六七九、四七〇
江南東路	六〇六、三三四
江南西路	四二八、〇一〇
梓州路	三八一、三五三
成都府路	三三七、三五七
河北西路	三二三、八九九
荊湖北路	三二二、九二三
利州路	一九〇、九二三
京西南路	一三七、三九六
京西北路	一一三、九四〇
淮南東路	七一、〇五一
淮南西路	六〇、五三七
夔州路	二八、九三五

第一卷 一六 第二號 一六

福建路	二八、九〇一
荊湖南路	七、九〇三
在京路	七、五七八
秦鳳路	三、七一一
廣南東路	五九四
廣南西路	五七〇
絲綿薤線	
兩浙路	二、〇九五、三四五
成都府路	一、四八〇、四八〇
河北西路	一、三三四、一二七
江南東路	一、三〇九、一三九
梓州路	一、二三四、七〇二
河北東路	一、一三四、六五三
利州路	八五四、九一三
淮南東路	七一七、〇二八
京西北路	六三七、三六六
京西路	五一五、六七七
淮南西路	四七四、五三〇
在京路	四六四、八七四
江南西路	三六八、一九六
荊湖北路	二二九、四三三
京東東路	二二九、三五四
府界	一七三、一七九

京西南路	一五一、三七五	廣南東路	二六、六四七
夔州路	一〇四、一一三	秦鳳路	一六、八二三
荊湖南路	一〇一、九六二	河東路	五、七九九
永興軍路	四〇、一四八	廣南西路	四八九
福建路	三三、四四八		

右の表に依れば、「錦綺鹿胎透背」は在京即ち開封城中より最も多く收められ、河北西路がこれに次いで居る。

「羅」は江南東路・成都府路等より多く收められ、河北京東方面から出るものは極めて少い。「綾」の收額は河北東路が第一、京東西路が第四で、これに依つて宋代に於いてもこの方面に於ける綾の製造の頗盛であつたことが窺はれる。「絹」は兩浙路が第一、河北東路が第二、河北西路が第七、京西南路が第十、京西北路が第十一、「絲綿茸線」は河北西路が第三、河北東路が第六、京西北路が第九、京東西路が第十、京東東路が第十五である。

右の統計は公課として收められた各種絹織物及び生絲眞綿等の數量について行はれたもので、その産額を擧げたのではない。しかも之に依つてその産額の多少をも想見する事が出来るであらう。顧ふに當時兩浙・江南と四川と、さうして河北・京東地方とは支那に於ける絹織物の三大産地であつて、なかんづく綾の産地としては先づ河北を推し、その品質も優秀であつたことゝ察せられる。尙ほ莊季裕の雞肪^卷上には、河北西路の定州に刻絲を産することとを述べ、その造り方を説明し、精巧を極めたもので、従つて多くの時間を要し、婦人の一衣にして終歲に就るものゝあることなどを述べて居る。刻絲は機織と刺繡とを兼ねたやうなもので、花卉・禽獸・人物・山水・樓閣、何れにても意の如く造り出し、彫鏤の象の如きを以つて之を刻絲といひ、尅絲・刻絲などとも書かれる。その起源は詳か

ないが、宋代に於いて特に發達したるもので、その產地としては定州が尤も著れて居たのである。

宋室南渡前後の騷亂によつて、南北とも機織も一時衰へたが、やがて次第に復興し、河北京東の地に於いても引つゞいて綾その他の織物が造られ、天下一品を誇る定州の刻絲も製造せられたのであらう。さうして此等の織物は、——刻絲の如きは別として——宋に比して價格が頗る低廉であつて、前に述べたやうに、乾道中、宋では絹一匹四貫文（七十五陌）、金では絹一匹三貫五百文（六十陌）といふやうな有様であつたから、天下に衣被すといはれた河北や京東の絹織物は、宋人との貿易に用ひられて、續々宋に輸入され、絹は金より宋への輸出品、いひかへれば、宋の金よりの輸入品の中の最も主要な一つであつたことと察せられるのであるが、金史食貨志四、茶、泰和五年十一月、尙書省の上奏に宋金貿易のことを述べて、

商旅○金。多以絲絹易。云云。

と云ひ、宋會要、互市、乾道九年三月二日、知揚州王子奇の言に、

聞泗州權場。廣將北絹低價易銀。云云。

といひ、又夷堅志已集上、沈六家書の條に、蔡州¹⁴⁾の權場で番羅・北綾・人參等を貿易した物語を載せて居るのはこれを裏書するものと謂つてよからう。絹織物・生絲等には極めて多くの種類があつて、南北その品質を異にし、又その價格も互に相違した筈であるから、均しく絹織物といつても或ものは南より北に往き、或ものは北より南に往つたのであらう。宋の絹織物の金に輸出されたことを傳へた記録も宋會要¹⁵⁾などに見えて居る。さうして南にゆくものが多かつたか、北にゆくものが多かつたか、數字に訴へて決定することは出来ないが、北から南、

即ち金より宋に入るものが、その反対のものより多かつたと見て、恐らく大過なく、金の輸入超過は絹の輸出に依つてよほど緩和されたのであらう。前年の論文にはそれと明言はしなかつたが、絹も主として宋より金に輸出せられたであらうといふ心構で執筆し、従つてその意味が文字の外に隱約として現れて居る。これは如上の意味に訂正したいと思ふ。

貿易の大勢よりいへば、宋に於いては輸出超過、金に於いては輸入超過であつたことは以前論じた通りである。宋の輸出品の筆頭は茶であつて、茶の貿易は臘茶と草末茶とを問はず、總べて官に於いてこれを取扱つた。錢は或場合、金より宋に流入したることもあるが、大體よりいへば、主として宋より金に密輸入せられたのであつた。獨り絹織物及び生絲の類は金より相當多量に宋に輸入せられ、これによつて、金の輸入超過の趨勢が緩和され、兩國貿易の均衡がともかくも成立したやうである。北支那の絹工業は、その後明の中期以後に至つて衰へなかつく河北のそれは清朝初期に殆ど亡びてしまつた。定州の刻絲も亡びて跡方も無くなり、明末には江蘇の蘇州・宜陽縣、湖南の零陽縣・郴陽縣などで造られ、清初には主として蘇州・杭州より出たのであつた。若し金が北支那に國を建てた時、北方の絹工業があれだけ發達して居ないか、若しくは明の中期以後の如くに衰へて居つたならば、金は一層の輸入超過となり、國民經濟の維持に困しみ、國歩は一段と艱難を加へたであらう。觀來れば興味の津々として盡きざるを覺へる。

(註) 1 盱眙軍は今の安徽省盱眙縣。

2 高郵縣は今の江蘇省同縣。

宋金貿易に於ける茶錢及び絹について

- 3 天長縣は今の安徽省同縣。
- 4 楚州は今の江蘇省淮安縣。
- 5 折博とは商人をして物資を官に納めしめ、官よりその價直として錢に代へて他の物品を下げ渡すことをいふ。
- 6 昭和十二年六月發行。
- 7 光州は今の河南省橫川縣。
- 8 襄陽は今の湖北省同縣。
- 9 六十陌とは錢六丁文を百文として計算するをいふ。いはゆる省陌の一種。
- 10 七十五陌とは七十五文を百文とするの制。宋代、官府では七十七陌を用ひ、民間では商業の種類に依つて異同があつたけれども、一般には七十五陌を用ひたらしい。東京夢華錄卷三、都市錢陌の條に「都市錢陌。官用七十七陌。街市通用七十五。云云。」とある。
- 11 金の南京は、もとの宋の東京開封府で、今の河南省開封縣。
- 12・13 通典土貢の記事中、定州の綾の貢額が異常に多量であること、並に朝野僉載の定州何名遠の記事は、高橋泰郎氏の「唐代の工藝」（昭和十二年度東大卒業論文）に指摘せられて居る。
- 14 蔡州は今の河南省汝南縣。
- 15 宋會要、食貨三八、乾道元年三月、沈介上言參照。